第16回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時:平成19年8月9日(木)

14:00~16:10

場所:中央合同庁舎4号館 4階 共用第2特別会議室

山内部会長 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから民間資金等活用事業推 進委員会第16回総合部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また非常に暑い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

定足数ですけれども、17 名の委員でございまして、御予定では 11 名御出席いただくことになっていて、まだお二人見えていませんけれども、それでも定足数に達しているところでございます。したがいまして、委員会は適法に成立しているということを御報告申し上げます。

それでは、資料の確認をお願いします。

事務局 では、事務局から資料の確認を先にさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、一番上に議事次第の1枚紙、その次に座席表の1枚紙、資料1といたしまして東京都の資料、資料2といたしまして福岡市の資料、資料3といたしまして、H専門委員の資料、資料4といたしましてPFIに関するアンケートのお願い(案)というものがございます。資料5としまして、PFIに関する公開意見募集について(案)、その次に参考資料1、総合部会の委員名簿、参考資料2としまして、第15回、前回の総合部会の議事録でございます。こちらについては、まだ皆様には御照会しておらないものでございますので、事務局から御照会をさせていただきたいと思います。

以上でございますが、不足等ございませんか。もし不足等ございましたら、事務局まで 御連絡ください。よろしくお願いいたします。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

今日は、前回、総合部会の進め方について御議論いただいて御了承いただいたところでございますけれども、当面、ヒアリングを行うということになっておりまして、本日につきましては、地方公共団体と金融機関からのヒアリングということになります。東京都、福岡市、専門委員でいらっしゃいます、H専門委員からPFI事業に関する課題とか問題点等について御意見を賜るということになります。

議事を効率的にする目的で、まずは三者の方に順に御説明いただいて、その後で質疑を一括して行いたいと思います。時間が限られておりますので、それぞれの方々に 20 分程度で御説明願いたいと思っております。いろいろと御制約をかけますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に東京都から御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

東京都からのヒアリング

東京都 本日はお招きいただきまして、まことにありがとうございます。東京都財務局

で企画主査として東京都全体のPFIの推進を担当しております。隣が東京都の病院経営本部財務課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「東京都におけるPFI事業の現状と課題」ということで、流れとしましては、東京都においてPFIを導入してから今般に至るまでの取組状況と、現状での東京都の取組体制と導入事業の概要を雑駁に御説明させていただきまして、現状の東京都が抱えているPFI事業導入に当たっての課題を簡単に御説明したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、東京都のPFIの取組状況でございます。資料1の1ページ、2ページにわたって、年度別に簡単に記載されております。

東京都は、PFI導入に当たりまして、どういった形でこの意義づけがされてきたかと申しますと、1ページの表の右側、11 年度の7月、「財政再建推進プラン」策定とございますが、このときに、平成 10 年度決算において 1,086 億円の実質収支の赤字を抱えたという実態がございます。そういった非常に厳しい財政状況の中で、行財政の改革を必要としてきたという中で、その流れと軌を一にしてPFI導入が図られてきたという状況でございます。

委員の皆様に対しては、平成 14 年と 16 年に我々東京都として課題とか現状について御説明申し上げたところもございますので、非常に失礼な話だと思いますが、その時点もさかのぼってお話しさせていただければと思います。

まず、PFI導入に関しましては、平成 10 年、「財政再建推進プラン」の策定前ですけれども、PFIというものを仕組みから研究していくという形で庁内にPFI研究会が設置されて、平成 11 年 10 月、水道局所管の事業でございますが、「金町浄水場常用発電設備整備事業」ということで、こちらの方はまだPFI法の施行前ということで、モデル事業という位置づけでPFI的な手法を手続にのっとって実施してきたというところでございます。

その後、平成 12 年に「東京都における P F I 基本方針」を定めまして、このときは P F I を専管事項とする組織ができ上がっておりませんでしたので、東京都においては、いわゆる行政改革部門が音頭をとって策定してきたというところでございます。

その後、平成 13 年に行政改革部門から私どもの財務局に所管が移りまして、そのときに軌を一にして「民活手法検討委員会」が設置されるようになりました。このときの組織は、まさに財務局、財政運営ですとか財産運用、あとはいわゆる設備技術といった部門に特化した形での委員会という形で設立されたところでございます。

その後、PFI法施行以後、初めての東京都におけるPFI事業でございます「区部ユース・プラザ整備等事業」、こちらは都立夢の島公園内にございます夢の島体育館の改修等を行うことによって、ユース・プラザとして整備してきたというものでございます。

平成 14 年度をごらんください。 7月に「PFI Q&A」、その後、14 年度の 3月に「Q&A《評価基準編》」を作成しました。これは、後に庁内向けに発行されますガイド

ブックのベースとなっているものでございます。

その後、多摩地域ユース・プラザ、八王子広陵高校の廃止後の跡地を活用しまして、ユース・プラザ事業の2例目が実施されてきているところでございます。

2ページをお開きください。平成 16 年度に入って、4月に「民活手法検討委員会」の充実というところで、それまで財務局のみの組織でございました民活手法検討委員会に政策立案部門と行政改革部門と法務部門の3部門の組織の部長級の職員を加えまして、より検討体制を充実してまいりました。また、加えまして、外部委員として、法律と金融部門の外部委員もお願いすることにしまして、こちらの方で一層充実したPFI検討の体制を作ったということになっています。

同時に、「PFIハンドブック」、先ほどの「Q&A」をマニュアル化した形で作成しました。そして、庁内にPFIの検討を促すに当たって、どのような事業を検討の対象とするかというものを事務の手続もあわせて定めました民活手法の採用等に係る事務取扱を策定したところでございます。

その後、平成 16 年の 10 月以降ですが、この後、病院事業が立て続けに実施方針等を公表していくことになります。16 年の 10 月に、現在の都立府中病院に立地します「多摩広域基幹病院及び小児総合医療センター」。若干飛ばしますが、平成 17 年の 12 月に現在の都立駒込病院に立地します「がん・感染症医療センター」、昨年度 18 年度の 12 月で現在の都立松沢病院に立地します「精神医療センター整備運営事業」の実施方針が出されました。

加えて、平成 16 年 11 月に「神宮前一丁目民活再生プロジェクト」として、旧社会事業大学の跡地に、300 の留置場を備えます原宿警察署を整備するとともに、その広大な旧社会事業大学の跡地の余剰地を活用しまして、そこに民間収益施設、いわゆる P F I 事業としてではなくて、附帯事業として位置づけて、一体的に整備を行っていくというプロジェクトを実施方針として公表したところでございます。

現在、手続的にはそういった形で進んでおりますが、実際のところ、施設の運営に至っておりますのは、区部ユース・プラザと多摩地域ユース・プラザのみでございまして、そのほかは多摩広域基幹病院と神宮前一丁目民活再生プロジェクトは、ただいま施設整備の最中というところでございます。

最後に、平成 18 年度の 12 月、「豊洲新市場整備等事業」の実施方針が公表されている ところでございます。

非常に簡単ですが、流れとしてはこういった形になっておりまして、続きまして、3ページをごらんください。

「東京都におけるPFIの取組体制等」ということでございますが、まず、1点目が、 「民活手法検討委員会」と実施局との関係とございますが、別紙1をお開きいただければ と思います。4ページの次のページになります。

東京都のPFI事業というか、投資的な経費を活用していきます施設整備事業について

は、非常にその規模が大きいということもございまして、その事業手法につきましては、 慎重な検討を行っているところでございます。そういった位置づけで、事業実施局と民活 手法検討委員会との間に何度かの議論を重ねる段階がございますが、民活手法検討委員会 の右側に政策部門、行政部門等7つの部門、これはいわゆる部局ということで御理解いた だければと思いますが、そちらの部長級の職員で構成されます民活手法検討委員会という ところで検討しております。その下に課長級の幹事会、その下に我々財務局の企画担当、 PFI担当が所管しております事務局が位置づけられているということでございます。

平成 14 年の1月に御説明差し上げたときには、この図の右側の下の予算財政部門から施設建設部門の4部門のみでございましたが、平成 16 年の4月に規定改正をしまして、さらに政策部門、行政改革部門、法律部門が新しく加わったところでございます。

民活手法検討委員会から必要に応じてという位置づけにはなっておりますが、これも平成 16 年4月以降に外部委員として、法律と金融部門に精通しております委員の先生をお願いしているところでございます。

続きまして、3ページの 「民活手法検討委員会」の役割というところでございます。

東京都においては、PFI事業は、未曽有の財政難をバックボーンとしてPFIを積極的に進めてきたというところもありまして、ある意味行政改革部門からの事業指定という形で、事業実施局からしてみれば、受け身の形で事業が実施されてきたところでございます。

それを、PFI事業というか、事業手法の検討は、あくまでも事業実施局が主体的に行っていくものだという位置づけを明確にするために、民活手法検討委員会の設置要項ですとか事務取扱を改正してまいりました。その中で事業実施するに当たって、施設整備に特化しますと、施設整備概算 50 億円以上の事業を行う場合には、民活手法検討委員会にまず事業概略の段階から付議をし、その調査・検討の結果を踏まえて事業手法を定め、手続を行っていくという形がとられております。

PFI導入の具体的手順でございます。こちらは別紙3をごらんください。これは非常に典型的なPFIの導入手順の例になります。

事業の発案から実施方針の策定、特定事業の選定、入札公告至るまで、各段階において 事業実施局から民活手法検討委員会が、その段階によっては課長級の幹事会というときも ございますが、付議を受けて調査・検討を行い、その意見を踏まえて事業実施をしていく という流れになっております。

ここで、東京都として非常に特徴的だと考えておりますのは、事業の発案から民活事業計画書の作成と一番最初の段階でございますが、あくまでもPFI導入はPFIありきという形で進むわけではなくて、まず、事業そのものの実施の適正性をその事業の流れをちゃんとつかんでおります財務局主計部と事業実施局との間で、その実施をすること自体が適正か否かということを十分議論をした上で、その実施が適正で正しい方向であるという判断に至りましたところで、民活手法検討委員会にかけ、事業手法の整理をしていくとい

う流れになっております。ですので、事業の発案段階で、まず事業の非常に粗い形、アウトラインを付議し、その後、これが民活手法の採用を検討するにふさわしい事業だという判断に至ったら、導入可能性調査を事業実施局で実施し、その後、その結論を民活事業計画書という形で再度その内容を精査していくという形の流れをとっております。

続きまして、東京都におけるPFI導入事業の概要ということで、別紙4をお開きいただければと思います。

我々財務局のPFI担当は、いわゆる知事部局、公営企業の水道局、下水道局、交通局を除く局についてのPFI事業を担当しておりまして、右下に2分の1と書いておりますが、その裏側に公営企業として、こちらの方は参考になります。公営企業3局につきましては、公営企業管理者の判断にゆだねておりますので、あくまでも参考として添付させていただいている次第でございます。

現在、知事部局におきましては、表中7番まで付番されておりますが、手続、実施方針を公表済みというもののベースで、豊洲新市場整備等事業までの7事業が動いている、もしくは動き始めているところでございます。

公営企業においては、水道局で、金町浄水場と朝霞と三園浄水場の2つのPFI事業。 下水道事業で森ヶ崎水処理センターの1事業が現在稼働しているというところでございます。

最後になりますが、東京都において 10 のPFI事業を実施してきている中にあっての 課題でございます。非常に簡単になってしまいますが、御了承願います。

まず(1)が、PFI手法採用に対する消極的傾向の顕在化ということで、PFI事業は行政改革を推進するためのツールの一つとして導入が図られてきた経緯がございます。そういった経緯で投資的経費を財政状況が厳しいというところから抑えてきたというところもございまして、今後の投資的経費というか、施設整備をいかにしていくかというところを考えていくに当たって、できるだけ予算がついたものについては事業実施局としては早く進めていきたいという考えもございます。

というところから、PFI事業が 、 、 に書かれている理由、導入に係る手続が一定期間を要しているということと、手続的には、法律に基づいた一定の決まった手続を踏まなければならない。または、PFI事業という手続を踏んでいくことによって、手厚く人員を配置する必要があるという理由から、事業実施局としては、なかなかPFI事業に積極的になりづらいという事情が見えてきております。

続きまして、事業期間終了後における安定的な事業継続の確保ということで、こちらは 将来的な話にはなってしまいますが、今後、PFI事業が進んでいくに当たって、事業期間が終了した後のPFI事業について、事業継続の安定性の観点というところからします と、本来であれば、PFI事業として引き続きやるということであれば、東京都でございますので、政府調達協定の適用を受けるということで、競争入札の適用範囲となりますが、事業継続の確保の観点からすると、場合によっては随意契約が必要であると考えられるも のもございまして、その可能性もございますので、そういったものを今後どうしていくか ということを整理していく必要があるのではないかと考えております。

最後になります。民間事業者との意思疎通のあり方ということで、昨年、平成 18 年 11 月に関係省庁連絡会議幹事会申合せにおいて、いわゆる競争的対話が可能であるという見解が出されたところでございます。ただ、こちらの競争的対話は、まだ実際に実施例がないということで、競争的対話をいかに実効性のある形で実施していくのかということについては、実施していって、なおかつどのように生かすかということについては、今後検討する必要があると考えております。

また、口頭によるということで、公開、非公開の情報の整理、あとは、ある意味 1 対 1 のやりとりになりますので、そういったことで手続に係る業務量の増加が出てくるのではないかという懸念がございます。

大変簡単になりますが、東京都財務局としての見解については以上でございます。 加えて、病院経営本部から補足としてございますので、よろしくお願いします。

東京都 それでは、私ども病院事業をPFIで進めている立場から、若干補足ということで申し上げます。私どもから申し上げるのは、東京都の提出資料の(3)民間事業者との意思疎通のあり方についてということです。

私どもは、既に多摩広域基幹病院、がん・感染症医療センター、精神医療センター、この3つのPFI事業について既に動かしております。これを行うに当たって、私どもは事業者との対話というのをどういうふうにしていったらいいかということを随分悩みました。時期的に現在の申合せ事項の前の申合せ事項、平成 15 年の申合せ事項を前提としながら、既存の入札制度との調整をどういうふうにクリアしていくかということで知恵を絞ったということです。

したがいまして、東京都の多摩とかがんの事業は、現在の目から見ればまだまだ未成熟なところはあります。ある意味では、今の世代から見ると、1つ前の世代のパターンかもしれません。

例えば、資格確認という形を私どもは取り入れたわけですが、これはあくまでも総合評価、一般競争入札における資格確認という位置づけでしかできないので、どういうふうに工夫していくかというところを大分苦労いたしました。例えば、形式上の話ですが、絞り込みを目的としてはしておりません。というのは、あくまでも資格があるものについて評価をして、一定の能力があるものは、場合によってはすべて通過する、あるいは場合によってはすべてだめという絶対的な評価しかできないというような制約がございましたので、そういった形の中での資格確認を行ったという点がございます。

今後、18 年の申合せ事項における絞り込みを目的とするような形での事前の審査をやっていくにおいては、今後引き続く実践例の中で具体的な面の検討を行って、より高めていくということが今後は必要なのかなと思っております。

それと、対話についてです。私ども、病院事業というのはなかなかわかりにくいので、

事業者にいかにわかってもらうかということに大分腐心をいたしました。そのためには、いわゆる書面でのやりとりだけでは不十分ということには早期から気づいておりまして、どうしたらいかに私たちの思いが伝わるかという中で、対話の重要性は感じておりました。ただ、当時の入札制度においては、なかなか対話というのがしにくい状況でしたので、あくまでも現場見学とか、あるいは都からの説明会という形をとりまして、その中において対話をしていくというやり方をとりました。

したがいまして、当時のルールといたしましては、そこでのやりとりについて誠実にお答えはいたしますが、そのことをもって両者を拘束するような形はとらないという、少しローカル的なルールを取り入れながら入札制度と整合性を図ってこういったものをやってまいりました。

今後、18 年の 11 月に出されました申合せ事項におけるより進歩した発展的な対話の手法をやっていくには、引き続く実践例の中で、検討、実践、検証して、より高めていくといったことが必要なのではないかなと考えております。

雑駁ですが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。それでは、先ほど申し上げましたように、 質疑については後ほど一括して行いたいと思いますので、引き続きまして、福岡市より御 説明願います。よろしくお願いいたします。

福岡市からのヒアリング

福岡市 福岡市でございます。今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。 最初に、職員の紹介をしたいと思いますが、私は、保健福祉局で市立病院担当課長をしております。隣が担当係長です。その隣が担当でございます。よろしくお願いします。

福岡市では、従前からPFIを推進しておりまして、今計画中の新病院につきましても、 PFIで整備する方向で検討を進めておりました。現在、まだ公募前の準備中ではござい ますが、これまで検討した中での課題等について発表させていただきます。発表は担当か ら行います。

福岡市 説明は私からさせていただきます。

まず、私どもの資料ですけれども、1番目に、福岡市におけるPFIの取組状況ということで、今までどういう取組を行ってきたかという説明をまずさせていただきます。その後に、新病院におけるPFIの検討、及び、特に要求水準書について御説明させていただければと思っております。

まず1ページ目ですけれども、福岡市におけるPFIの取組状況として、1番目、福岡市におけるPFI推進体制とございます。PFIのガイドラインを2版まで作成した他、ロングリスト、ショートリストでありますとか、PFIの担当を財政局の中に置くという取組を行っております。また、特色的であったのは、PFIの事業推進委員会を設置いたしまして、実は今日、こちらに宮本先生と美原先生にお越しいただいておりますけれども、

お二方にもこの委員会において中心的な役割を担っていただきました。特に宮本先生におかれまして、委員長として大変御尽力をしていただいたところでございます。ただ、市の推進の考え方が変わりまして、18 年度にこの委員会は終了しているところでございます。

次に2番目、福岡市におけるPFI導入・検討事例でございます。

一番最初にタラソ福岡というものがございまして、こちらは運営が6年目になっております。これは途中で破綻したという、私どもにとってもショッキングな事例でしたが、今はちゃんと運営を継続している状況でございます。

その他いろいろ検討事例はございましたが、今現在、PFIで進めているものとしては、 病院の事業になっております。

3番目のこれまでのPFIにおける課題の認識ですけれども、1点目としては、PFIのガイドラインを作成する段階で、当時の課題については掲載しております。

次に、タラソが破綻したときの課題についても、委員会で調査検討報告書を作っていた だきまして、こちらの方もホームページ等で公開をしている状況でございます。

また、現在私どもが取り組んでおります病院PFIでもいろいろ課題は出てきているんですけれども、今日はこれ全部御説明するのではなく、病院PFIの公募準備において具体化した課題に絞って御説明したいと思っております。特に、余りクローズアップされているい要求水準書にフォーカスを当てていきたいと思っております。

次に、2ページ目で新病院整備事業の概要でございます。今、福岡市に市立病院が2つ ございまして、こちらを統合して1つにしようという事業でございます。

ページをめくっていただきまして、3番の当初事業スケジュールというものがございます。本来であれば、18年度の12月ごろには実施方針を出して、23年度の末には開院しようというスケジュールで進めていたのですけれども、実は18年12月に市長選がございまして、新しい市長の公約の関係で、事業は見直しをしております。その関係で、1年弱スケジュールがずれ込むような形で進んでおります。

次に、4ページ目で新病院におけるPFIの取組ということです。

まず、このページでは、先行事例における疑問点をいろいろと列挙させていただいております。私どもの病院は、PFIとしても次のステージに進むためには、先行事例のフィードバックをしなければいけないということで、ここを重点的に最初は行いました。ここで(ア)から(セ)まで並べてはいるのですけれども、この中でも(オ)の要求水準 - モニタリング - 支払いのサイクルはつながっているか?というところを重要視しまして、ここを中心に検討を進めてきております。

次のページをめくっていただきますと、福岡市における検討項目ということで、前のページにあった疑問点を踏まえているいる検討を進めてきたわけですけれども、要求水準書の部分について非常に時間を割いて検討を行っております。詳しい説明は避けますけれども、それだけ要求水準書に時間を割いてきたというのをわかっていただければなと思います。

次に、6ページ目で本題の要求水準書になるのですけれども、1番目、PFIにおける要求水準書の原則ということで、先生方を前にしてこういう単純なことを書くのは恐縮ですけれども、原則論を説明させていただきます。

まず1番目は、サービスレベルを明記したアウトプットベースの仕様書であること。2 番目は、要求水準書と連動したモニタリング・支払いシステムであること。これは下の参 考の絵の中に、「要求水準書」、「モニタリング」、「支払いシステム」、これがぐるぐ る回って精度を高めるというのが基本ですよという非常に当たり前のことを書いています。

さらにその下に、原則 1、相互に関連すること。次に原則 2、同時期に作成すること。 非常にこれが大事だろうと考えております。 2番目で、しかし、現状は・・と書いており ますけれども、まず、サービスレベルを明記した要求水準書があるかといいますと、実は 皆無に近いですね。

2番目、サービスレベルが明記されていないために、モニタリング方法は非常に中途半端になっている。

3番目、サービスレベルが明記されていないため、支払いシステムが機能していないということで、要求水準書というものをちゃんとしないがために、うまくワークしないという状況になっております。

ページをめくっていただきまして、一番上に《参考:「官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会」における問題意識》というネットから出してきた記事を書いておりますけれども、内閣府と総務省でPFIの検討を行ったところ、モニタリングの仕組みが導入されていないという課題が浮かび上がってきている。自治体の方も非常に困っているということがこちらの方で出ている。こういった状況も、要求水準書を検討しなければいけないということのあらわれではないかなと思っております。

3番目で、要求水準書がなぜ未熟なのかというところを考えてみました。

まず、(ア)ですけれども、サービスレベルを具体的に示すことは実は難しい。私ども、 非常に苦労しました。よくよく考えたら、民間でもアウトプット発注というのは実はない ですよね。当然のようにアウトプット発注と言っていますけれども、実はそれはサンプル がない。強いて挙げれば、システム開発であるとか、通信系においてはSLAとかOLA とかがありますけれども、それをいかに組み込むかはなかなか難しいというところです。

次に、モニタリングというのは提案内容に左右されるから、先に作ってはだめだという 誤った認識がございます。これは後で作らなければだめ、みたいなことが最初はありまし て、後で作るということが広まったのかなと思っております。

次に、これも誤解ですけれども、アウトプット仕様書というのは創意工夫を発揮させるということで、あいまいに作るというふうに誤解されていることがあるのですけれども、そうではないんだ、アウトプットというのはサービスレベルを明確化するんだというところをもうちょっと浸透しなければいけないのかなと思っています。

(エ)ですけれども、要求水準書作成というのは非常に大変ですけれども、それに見合

うアドバイザーフィーも設定されておりませんし、また、それを作る時間も設定されていないということでございます。ここら辺を明確にしてくると、プロジェクトの進め方自体、これはゴロッと変わるのではないかと思っております。

最後ですけれども、これはそもそも論ですけれども、担当者が要求するサービスに精通していない場合が多い。事業をやりますというときに、ぱっと人を集めてあるのですけれども、言ってしまえば素人の集まりなわけですね。その段階でサービスレベルを書くというのははっきり言って無理ですね。だから、それを踏まえたプロジェクトの進め方、体制を備えなければいけないということを私どもは考えなければいけないと思っております。

次の4番、実際はどうなっている?! アウトプットを作ったはずなのに・・・こんなはずでは・・・と書いておりますが、みんな実はアウトプットの要求水準書を作ったつもりでいます。私もタラソをやったときはアウトプットのつもりで作っていました。しかし、SPC作成の業務手順書を後ほど市は確認・承認するため、結果的に仕様発注と変わらない形になっています。結果的にモニタリングもインプットベースになってしまう。

次に、インプットの範囲内であれば減額にならないわけで、SPCで何も見ないでその まま下請けの方に流してパススルーしているという状況が起きている。

結局、仕様発注みたいな形となっているので、報告書のチェック項目が膨大になるわけです。作るSPCは大変ですし、チェックする発注者の方も非常に大変だということでございます。

結局、仕様発注になってくると、チェック項目がたくさん出てくるわけです。そうすると、減額ということができなくなるわけですね。例えば蛍光灯1本切れたら減額とか、そんなことにならないわけですね。そういったことも踏まえて、うまくいっていないということを御説明したかったということです。

次に、モニタリング方法は事後的に明確化しようとしていますが、パターンA、B、C、Dということで、Aは、事業者選定後に協議して作りましょう。もしくはアドバイザーさんに後で委託して作りましょう。もしくはモニタリング方法をすべて提案に任せましょう。最後はそのままでいいやとか、そういうのがあるのですが、どちらにしろ余りうまくいっていない、そういう状況でございます。

次のページですけれども、要求水準が不明確な事例を挙げてみようということで、3つほど挙げております。まず、省エネの要求水準ですけれども、省エネ自体を要求水準書にうたい込んでいるところは少ないのですけれども、うたい込んでいたとしても、どういう省エネをこちらがやるかということを書いておかないと、どういう提案がきても生かし切れないというところがあるんですね。やはりこちらで一定もんでおかないと、これはうまくいかないという事例がございます。

次に、快適な室内環境を定義・測定できない。以前までPFIはハコモノPFIばかりだと言われていたんですけれども、ハコモノPFIでさえ、室内環境、今の会議室の温度とか湿度とかをどういう設定をすればいいかというのは全然設定していないんです。ここ

ら辺はいろいろ考えた上で設定しないと、モニタリングもできないし、支払いもできない ということになっております。

次に、事業期間終了後の施設のコンディションということですけれども、大体 P F I の契約は 15 年なり 20 年、30 年なんですけれども、期間が終わったときに、B T O であれ B O T であれ、施設を受け取りますが、そのときに、その建物がどういう状態でなければいけないかというのは、一応書いているんですけれども、結構それが不明瞭なんですね。壁が汚かったら壁紙を変えなければいけないのか、防水シートを変えなければいけないのか。機械関係も空調機器を全部入れ替えなければいけないかというのは全然わからないわけです。これが発注者側にとっても S P C 側にとっても結構リスクとして残っている。これは非常に大変な問題なのかなと思っております。

特に、安値で受注している場合が最近多いですから、そうなると、削られるところは日々の保全費用、修繕費用を削られていきますので、15 年後、30 年後に施設の傷みというのが出てくる可能性がある。ここは非常に怖いなと思っています。

ページの一番下に、《参考:ある事例では・・》と書いていますけれども、これは某大学がキャンパスをPFIで整備している事例ですが、絵と同じように、左側は従来方式、その右隣に全く同じ建物をPFIで建てています。

これを見にいきますと、従来方法の棟からPFIで作った棟を行き来すると、全然違うんです。例えば廊下を歩いていても、従来方式の方は吸音版をちゃんと使っているので音をきれいに吸うけれども、PFI発注の方へ行くと、音がガンガン反響します。窓も、従来方式はペアガラスでちゃんと断熱とかを考えているけれども、PFI発注の方はシングルになっている。ということで、省エネのことは余り考えていない。ランニングで光熱水費を使いたい放題という形になっている。非常におもしろいので、研究されたらいかがかなと思います。

次に9ページですけれども、SPCのマネジメント能力に対する要求水準書ということで、これまではアウトプットということで、結果だけの確認をしていくということばかり論じられていたのですけれども、やはりそれを 15 年とか 20 年、30 年、長期間にわたって継続するためには、そのマネジメントが大事。ここを見ていかなければいけないということが大事です。

英国のNHSの方も、仕様書を見ると、PDCAマネジメントであるとか組織、人関係、 そこら辺のマネジメント関係もちゃんと立てて、減額の対象になっている。ここもフィー ドバックしたいなと思っております。

7番目ですけれども、要求水準以外への影響/問題点とございます。

これは、要求水準書だけでこれがおさまればいいのですけれども、これがいろいろなところに飛び火します。例えば、何があるかといいますと、提案審査がございます。要求水準書でレベルというのを示すべきですけれども、これが不明確なので、応募するグループによってレベルにバラツキが出てくるわけですね。こういうのがたくさん出てくると審査

しづらいというか、本来はできません。やはり最低はこれだよと示す必要がある。それからどれぐらいアップしているのかというところがちゃんと測定できないと、本来は審査できないのだろうと思っています。

特に最近、応募者が1グループになるケースがありますが、1グループになる場合は結構サービスレベルが落ちてしまうわけです。そのときに、発注者として本当はこれぐらいのサービスレベルが欲しかったのに、もっとそれより下のレベルで提案されてしまうと、何も言えないわけです。そういう意味では要求水準、最低のレベルはちゃんと明記しておくべきであろうということです。

特に ですけれども、病院のように業務が多岐にわたる場合は、それぞれの業務において要求水準をしっかり明記しておいてあげないと、すべての項目において提案を求めるというのは非常に批判の多い方法ですけれども、こういうことになってしまうので、ここら辺も踏まえてやっていければなと思っています。

次に、競争的対話方式ですけれども、本来であれば競争的対話というのは、私どもの出したものについているいる意見交換をして意思をすり合わせするものですけれども、出しているもの自体があいまいなので、なかなかすり合わせは実際できないだろうという話を内部でしています。実りのある対話をするためには、私どももレベルの方をちゃんと出さないと、多分うまくいかないのではないかと考えています。

そのほかにもバリュー・フォー・マネー、リスク分担、ファイナンス、パートナーシップ、それぞれのものにはこれは影響してくるだろうと私どもは考えております。

後ろの別添資料1のところは、パフォーマンスパラメータとモニタリング方法及びPF I事業支払い等への反映についてというのがございます。ここでいろいろモニタリングの 方法であるとか、減額の方法等を私どもが考えているものを書いておりますので、参考に していただければなと思います。

こういうのはほかのところもやっているのですけれども、サービスレベルを明記していないがために、結局ワークしていません。私どもはちゃんと明記しているのでできるということで、一つの解決の方法として提示させてい頂きました。

別添資料2のところに要求水準書(案) 運営業務 というのがございます。たくさんあるのですけれども、このうちのエネルギーマネジメント業務と消毒滅菌業務をサンプルまでにつけているのですが、16ページ、18ページを開いてもらうと、パフォーマンスパラメータということで、定量的にサービスレベルを設定しているところがおわかりいただけるかなと思っています。

ちなみに、色がいろいろついておりますけれども、ブルーがこのバンドに入っていればセーフです。イエローであればイエローカードということで、少し悪かったので、改善報告書を作ってください。レッドであれば、即レッドカードということで減額。オレンジはボーナスということで、ある程度質が向上した状態が続くのであれば、ペナルティポイントをつけるという仕組みも入れております。

これが要求水準書における私どもの一つのソリューションといいますか、解決方法の一つとして編み出したものでございます。

これをなぜ私はここで話をするかといいますと、これは各自治体で考えろといっても無理だからです。今回私どもはアドバイザーフィーもたくさん用意しましたし、時間もつぎ込みましたので、これぐらいまでできましたけれども、ほかの自治体でこれぐらい作れといってもなかなか難しい。やはり国の方で一定のサンプルなり指針なりを作っていただければ非常に助かるという思いから、ここを中心に説明させていただきました。

あと、本編の一番最後のページに、PFI推進上の問題点というのがありますけれども、ここはPFIばかりにフォーカスを当てるのではなしに、プロジェクトマネジメント、事業全体を見据えてやらないとうまくいかないということをいろいる書かせていただいております。興味があれば、一読していただければと思います。

長々になりましたけれども、御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

山内部会長 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、H専門委員からプレゼンテーションをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

H専門委員からのヒアリング

H専門委員 よろしくお願いいたします。今日は「我が国PFIファイナンスの現状と課題」ということでお話しさせていただきます。どちらかといいますと現場の実感をもとにお話しいたしますので、一部、銀行の手前勝手に聞こえる部分があるかもしれません。そこはあえてお話申し上げる現場の実感ということで御容赦いただければと思います。

早速中身に入りたいと思います。まず、お手持ちの資料の3ページ、我が国におけるPFIファイナンス市場の規模(推定)ということでございます。

PFI向けのファイナンスがどんな金額、規模なのかというのは、正確な統計が出ておりませんので、今どのぐらいになのかという、これはざっくりとした推定を私どもで行ったものでございます。内閣府から出ている数字でみますと、今年の6月末までに実施方針が公表されている事業が約280件、その事業費のトータルが2兆2,000億円となっています。事業費の中には施設整備費と維持管理運営費が入っていますので、ざっくり事業費の半分が施設整備費であろうと考えますと、それだけで約1兆1,000億円。そのうち8割ぐらいが、いわゆるファイナンスが必要な部分になる。それを、外部資金調達といいますか、借入などの形でSPCの外から調達すると考えますと、約9,000億円ということになります。ただ、これは実施方針が公表されただけのものまで全部含んでおりますので、恐らくこれまでの8年間でマーケットに出てまいりましたPFIファイナンスというのは5,000~6,000億円といったオーダーなのかなと推定されます。

これはどのぐらいの規模なのかということですが、例えば国債の残高と比べますと、まだ 0.1%程度ということかとは思います。けれども、この8年間をとらえますと、1年、

平均して 1,000 億円弱ぐらいということになりますので、マーケットにはそれなりのインパクトがあるという数字かなと思っております。

次に、金融機関から見たPFI事業類型とリスクというスライドです。一般論的なお話ですけれども、金融機関から見たPFI事業の類型を簡単にお示ししているところでございます。

私ども、まずはサービス購入型か独立採算型かというところで区別しております。サービス購入型というのは、もちろんサービス購入料を政府・自治体の方からお払いいただける。独立採算型というのは、事業者が利用者からいただく料金等々で賄うということでございますから、まずここでリスクの種類が大きく分かれるということになります。

その上でサービス購入型をさらに3つばかりに分けて考えています。施設整備型、業務受託型、設備運営型ということでございまして、施設整備型というのは、いわゆるハコモ ノPFIの部分。案件数的には施設整備型のPFIが一番多いのかと思っております。

詳しい御説明は避けますけれども、表の下の方の主なリスクというところをごらんいただきますと、左から右へ行くほどリスクの種類のが多い。いわゆる施設整備型というのは、どちらかというとリスクの小さい案件に仕立てられると考えられる。

一方、設備運営型、いわゆるプラントものでございますけれども、これとか、独立採算型といったものは、それ相応のリスクがあるのかなと私ども金融機関としては見ているということであります。

ただ、ここで御理解いただきたいのは、施設整備型、ハコモノというのはリスクが小さいとなっているわけですけれども、これは、あくまでもきちんと仕組みづくりをすれば小さくできるということでありまして、もとからリスクが小さいというわけではないということでございます。

次のページ、今日の本題に差しかかっているところでございます。この8年間、もろもろ進んでまいりました日本のPFIファイナンスというのはどういう形になっているのかというところであります。説明を簡単にするために、英国型のモデルなるものを考えまして、それとの比較で日本型のPFIファイナンスを簡単に整理したのがこの表でございます。

ただ、今回、いただいた準備の時間が限られておりましたものですから、この内容が 10 0%実証的に裏付けデータがあるかといいますと、そうではないようなところもございますので、そこは御容赦いただければと思います。

上から順番に申し上げます。英国型モデルということでよく言われていることですけれども、ファイナンスの枠組みとして、いわゆるシンジケートローン、協調融資ですけれども、銀行団が一体になってローンを出すというものと、証券化の形でプロジェクトボンドということでやる。こういったものが英国ではよく使われていると言われています。

これに対しまして日本型の特色は、プロジェクトボンド、いわゆる証券化の形でファイナンスがついている例が皆無ではないが非常に少ないということであります。いわゆる銀

行ローン、協調融資の形をとっているものが大部分ということが一つの特色かなと思います。

2つ目の手法という部分でございます。英国型のモデルとして、プロジェクトファイナンスとモノラインインシュアランスと書いてございます。この2つは完全に対立する概念ではありませんので、こういう形で2つ並べるというのはどうかなという御批判はあろうかと思いますけれども、簡単に言いますと、プロジェクトファイナンスというのはその事業のリスクを貸手である銀行なら銀行が自らとって貸し出す。モノラインインシュアランスというのは、事業のリスクを引き受ける保険会社みたいなものが保険を提供することにより、貸手はほとんど事業のリスクをとらないという意味で、2つの対照的な形として、あえてこういう具合に並列して書いてございます。

日本では、モノラインインシュアランスというのは、私の存じ上げる限り、今まで一つ も例が無くて、もっぱら貸手がリスクをとる形のプロジェクトファイナンスになっている ということかと思います。

3つ目でございます。ちょっとわかりづらい表現でございますが、ファイナンス期間と書いてあります。事業期間通期とあるのは、事業の一番最初、建設段階から設備が完成して運営段階に至るまで、一気通貫でファイナンスをつけるといった形を指しています。英国型の場合、こうした事業期間通期の例もありますが、よく言われているのがリファイナンスでございます。建設期間が終わったところで一回ファイナンスをやり直しまして、運営期間を別立てのファイナンスをつける形にする。こういった形が英国では多いと言われています。

日本の場合はリファイナンスというのがこれまた例として非常に少なくなっておりまして、事業期間中、一気通貫でファイナンスをつけてしまうという形が多いと思います。

4つ目、ファイナンスのプレイヤーです。英国の欄には、国際銀行・投資銀行等々とございます。どちらかというと国際的な銀行がPFIのファイナンスにも入っていく。一番典型的な例は、先ほど来申し上げておりますシンジケートローンみたいな形でまず建設期間中のファイナンスをつける。施設が完成したところでリファイナンスをかけて、今度はボンドにしていく。ボンドにする場合に、そこの仕組みづくりをするのが投資銀行で、かつボンドにしたときに事業リスクをカバーするのがモノラインインシュアラーである。恐らくそういったような形が典型的な例と考えられているのかなと思います。

ボンド化の過程でモノラインインシュアラーが保険をつけたり、あるいは、格付け機関が格付けをつけたりと、そんなこともあるということかと思います。

投資家としては、いわゆるユーロ市場のもろもろの投資家、あるいは住宅貸付組合と書いてありますが、ビルディングソサエティですね。中小規模の住宅貸付専門金融機関が投資家として出てくるということかと思います。

日本の場合、プレイヤーというのはどういうところかと申しますと、私どものような都 市銀行、あるいは証券会社に加えまして、英国型モデルに比べて存在感が強いのが、地域 金融機関であります。この点は後ほどもう少し詳しく御説明申し上げます。

それから、金利スプレッド、金利をどのぐらいいただくかというところですけれども、恐らく英国の方がリスクに対応するスプレッドという意味では高いと思います。プロジェクトファイナンスインターナショナルという業界誌がありまして、つい最近たまたま1つだけ例が目に入りましたけれども、金利スプレッドが1%以上であると書いてありました。日本のPFIファイナンスの場合、金利スプレッドが1%を超えている例は、過去3年間、私の存じ上げる限り、ございません。大体、0.2%から0.6~0.7%というあたりかなと思いますが、金利スプレッドで比較する場合、日本の方が安いという現状かと思います。

最後にその他ということでございます。1つ英国にあって日本で余り発達していないのがセカンダリーマーケット。要するに、一回、例えばA銀行が出したファイナンスをB銀行に移転するとか、あるいはボンドの形で転々と市場を流通するといったようなセカンダリーマーケットというのは、英国ではかなり発達していると言われておりますけれども、日本の場合、余り例がない。

そのほか、英国では、Credit Guarantee Finance とか Funding Competition とかここ数年、いろいろな手法も出てきているようですが、日本の場合、そこら辺の例というのは余りないということかと思います。

では、日本型のPFIファイナンスはなぜ英国型と違う形になってきているのか。私なりの簡単な考察が6ページでございます。

単純化した議論でございますけれども、一番上が政府自治体、2番目が事業者、3番目が金融機関の要因です。

自治体の要因から申し上げますと、1つは、日本の場合、政府自治体に固定金利調達に対する選好が強いということ。例えば、何年何月何日付けの長期金利の指標金利プラス何%ということでファイナンスのコストを確定されたいという志向が強いということかと思います。金利を一定時点で固定するということにいたしますと、その日を含んで、それ以前に金利をかためないと金利の固定というのはできませんので、先ほど申し上げました事業期間通期のファイナンスの形をとらざるを得ないということになります。

2つ目でございますけれども、建設会社、ゼネコンに対する信頼感は、日本の場合は相対的に高いということがある。海外の案件の場合、完工リスクというのが非常に重要なファクターだと評価されているかと思うのですけれども、日本の場合、正直申し上げまして、完工リスクを高いと思っている人が余りいないということかと思います。先ほど、建物、施設が完成したところでリファイナンスするというのが海外では一般的というふうに申し上げましたけれども、要するに、施設の建設中と完成後ではリスクがかなり変わってくると海外では評価されている。日本の場合、実のところそういうふうには評価していない。実際に案件をやりますと、工期が遅れたり、いろいろ問題があったりというケースもあるのですけれども、そこら辺のところもゼネコンが責任をもって対応していますので、安心していられるという要因があるのかなと思っております。

3 つ目でございます。先ほどちょっと申し上げました地域金融機関の存在感ということであります。

日本の場合、地方銀行と名前のつく銀行だけで 100 行以上が、全国に存在しております。 第一地銀約 60 行、第二地銀約 50 行ということでございますけれども、この地域金融機関 が日本の場合、非常に確固として存在し、かつ、地域密着型案件に対する参加意欲が非常 に強いということであります。

金融庁から「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」というのが出されていますけれども、この中でも、例えばPFIファイナンスへの関与が好事例という形で紹介されています。ことに地元でやるPFI案件には何はともあれ参加しないといけないということを、頭取以下、大号令して組織的に関わっているということがございます。

もう一つは、地銀というのはあくまでも銀行でございますから、確固としたリスク審査能力を持っているということであります。英国の場合、モノラインインシュアラーが保険をかけたり、ある格付け機関が格付けをつける。どちらかといいますと、リスク審査能力が軽装備な金融機関、投資家が多い。そこにはめていくことが多いので、そういう仕組みづくりが必要となってくる訳です。一方、日本における地銀というのは銀行でございますから、審査能力をきちんと持っている。ここのところがちょっと違うかなと思っております。

ということで、下の方の2つの黒ポチにつながる。事業期間通期のローンの形でのファイナンスで完結してしまうということ、それから、ローン形態によって十分競争力のあるプライシングが実現できるということになってくるのかなということであります。

次の - 5 、 7 ページの御説明でございますけれども、プロジェクトファイナンスのライフサイクルと金融機関の役割ということであります。

一言で申し上げますと、プロジェクトファイナンスという形をとった場合に、金融機関に期待されている役割というのは、もちろん安価で融通のきく資金を供給するということが一番でございますけれども、それ以外に、いわゆる事業及びファイナンスのストラクチャリング、仕組みづくりの部分、それから、一旦資金を貸出ししてからのモニタリング、事業の監視の部分、ここでかなり役割を期待されているのかなと思っております。したがいまして、金融機関の役割ということで、単に貸出しのコストが安ければいいというものでもなくて、ストラクチャリング及びモニタリングのところで十分能力を持っているような金融機関が、本来評価されるべきなのではないかなということであります。

次の9ページ、10ページが日本型PFIファイナンスの課題というところで、今後、ファイナンスの観点から見まして必要なポイントを2つばかりに集約してお示ししてございます。

1つは、金融機関の分業体制の確立ということであります。先ほど申しましたように、 日本のPFI案件は実施方針公表数で 300 に近くなってきているわけでございますけれど も、案件が大きく2つにグルーピングされるようになってきている、あるいはなるべきではないかということです。呼び方がいいかどうかわかりませんが、一般案件と地域完結型の案件にだんだん分かれてきているのではないかということでございます。

どういったあたりがメルクマールになって分かれるかということでございますけれども、 規模であったり、先ほど申し上げましたPFIの案件の類型であったり、事業リスクがど んなものか、あるいは地域性といったようなもろもろのファクターで分かれていくという ことかなと思います。イメージでざっくり申し上げますと、どちらかというと小規模で住 民の生活に密着しているようなPFI事業は、地域完結型案件という形で今後、発展して いくことが望ましいのではないかと思っております。

そうなりますと、表の下の方に自治体、地域の事業者、地域の金融機関という三角形が ございますが、この三者が三位一体となって地域完結型案件をうまく進めていくということが今後の論点として出てくるのではないかなと思います。課題として、自治体について は、適切な事業構成を想定した案件づくりと書いております。例えば事業者としていわゆる中央のゼネコンを期待しているのか、地元の業者を期待しているのか。金融機関についても、地元の金融機関を期待するのか、そうではなくてもうちょっと大手の金融機関を期待するのかといったあたりを想定しておけば、効率的な案件づくりができるのではないかなと思います。

それから、地域の事業者に関しましては、ノウハウの蓄積ということで、提案能力を含めまして、事業の構築、遂行能力が必要かなと思います。

地域の金融機関についても、ノウハウの蓄積とあります。現状 100 以上の地銀が存在していると先ほど申し上げましたけれども、ことPFIに関しましては、ラーニングカーブのいろいろな段階に点在されているというのが実態だと思いますので、その底上げを図ることが必要かなと思います。先ほど申しましたストラクチャリングや、モニタリング、両方のノウハウ蓄積が必要かなということであります。

2つ目の課題でございますけれども、PFIファイナンス市場の維持・拡大ということであります。8年たちまして、PFIファイナンスに対する金融機関の見方はどうなっているのか。一言でいえば、地銀は大変熱心でございまして、地元の案件が出てきた場合、ぜひやりたいと思っておられるが、いわゆるメガバンクをはじめとした大手の金融機関では、最近、当初ほどの熱意がやや薄れているというのが偽らざる事実だと思います。そういたしますと、先ほど申しました地域完結型案件も含めまして、PFIファイナンスのマーケットを維持・拡大するためにどんなことが必要なのかが課題として浮上してくる。

簡単に申し上げますと、案件の規模、市場の競争性、ファイナンスの質の確保といったことが必要ということでございまして、下の方に3つばかり個別の論点をお示ししてございます。1つ目は、多様な金融機関が市場参加の意欲を持ち続けられるような案件の供給をお願いしたい。金融機関が腕を振るえる案件の供給ということでございまして、相応の規模、適切な民間リスク移転、相応のリターンということであります。要するに、シンプ

ルな、リスクが小さい案件、規模も小さい案件だけですと、そうはいっても手間がかかる 部分でございますので、なかなか全面的に頑張ってやりたいという意欲が維持できないな ということであります。

適切な民間リスク移転というのは、相応のリスク、予測可能なリスクと書いてありますけれども、要するに、余りリスクが小さ過ぎてもかえってやる気がなくなってしまうかもしれないということであります。予測可能なリスクというのは、リスクが低いということと同義では全くございません。要するに、予測不可能なリスクを民間側に移転してしまうと、非常にやりづらくなってしまう、例えば重大な制度変更リスクとか、そういったものまで民間に移転してしまうと案件づくりが入口で停滞してしまう、ということを申し上げたいということです。

それではどんな案件が望ましいのか。例として交通インフラ、生活インフラ等々と書いてございますけれども、要するに、住民にとって真に必要な、しかるべき規模を持った案件がPFIのマーケットに供給されてくると、私どもとしてもやる気が出てくるということになろうかと思います。

2つ目が、ファイナンスの質を評価する仕組みの導入ということ。

3つ目が制度的障壁の解決ということです。ただ、ファイナンスの側から見て、障壁になっているような制度というのがどれだけあるかといいますと、実はそれほど深刻なものは今のところないのではないか。下の方に、法制面では、担保法制、税制面では、BOTに対する課税の形、運用面では補助金制度等々ございますけれども、いずれもそんなに決定的に障壁になっているというものでもないかなと思っております。

最後に 12 ページで要約ということでございます。 3 点ばかりまとめとして述べさせて いただいております。

1つは、日本型 P F I ファイナンスというのは我が国の経済・財政・金融構造を反映して特色ある発展をしてきたということであります。強固な地域金融機関の存在を背景に、銀行のローンの形の資金供給というものが中心になって発展してきたということで、これはこれで、日本のさまざまな面での構造を反映した必然的な形での発展だったのではないかと思っているということでございます。

2つ目、繰り返しになりますが、PFIファイナンス市場の活力維持のためには、金融機関が腕を振るえる案件の供給、これをぜひお願いしたいということであります。

3つ目、PFIファイナンスに関する障壁、障害を解決する。これは個別の論点をいろいるお願いしたいということでございますけれども、片や、市場のことは市場に任せるというか、市場に聞くといったスタンスも必要かなということでございまして、余り一定の方向に人為的に誘導するということは、ファイナンスに関しては今のところそれほど必要ではないのではないかというのは、私の感想であります。

長くなりましたが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。それではお三方について、これから質疑

応答に移りたいと思います。何か御疑問の点等ございましたら、御発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

質疑応答

て委員 ありがとうございます。それぞれの発表について質問が1つずつございます。まず、福岡市から伺いました要求水準書のお話、非常に関心を持って伺いました。その中で、書かれている中で、要求水準書が未熟な理由というところで、そもそも担当者が要求するサービスについて精通していない場合が多いという御指摘が資料の7ページにございましたけれども、これは一連の問題の本質を突いているポイントかなと思いますけれども、この点をどういうように克服していくかということで、実際にどういう対応をされているかということ伺いたいなと思いました。アドバイザーを取り込んでくる、あるいは先ほど金融機関のお話の中にあった、金融機関のモニタリング能力などを活用されているというところかと思いますけれども、実際にすべての問題に共通するこのポイントに対してどういう対応があり得るとお考えであるか、実行上どんな対応をされているかということをぜひ伺いたいと思ったことがございます。

それから、東京都に対しては、まさに福岡市から提起されておりますモニタリングの問題についてどういうような対応がなされておいでなのか。特に既に実施に移っている事業、ユース・プラザ事業がそういうことなのかと思いますが、成果の評価という意味でのモニタリングをどうなされているか、その結果、どういう判定が出ているかというあたりを伺わせていただければなと思いました。

最後、H専門委員からのプレゼンテーションについてですが、最後のところで、金融機関が腕を振るえる案件の供給がメガバンクも関心を持てるということにつながるであろうという御指摘でしたけれども、非常に重要なポイントかと思いますが、「金融機関が腕を振るえる」ということを確保するということと、PFIが最も求められるような事業領域の性格というのは、実際のところ本当にマッチするのかなというあたり、つまり市場性というものと公益性というもののこの辺は綱引きの中でPFI事業というのは出てくるのだと思いますが、市場性と公益性をどううまくマッチさせるかというのが金融機関が腕を振るえるというポイントにつながってくるのだと思いますが、その辺に対してうまく回答の出るようなプロジェクトの作り方というのはどういうところが勘どころだと思われるか、その辺を伺いたいなと思いましたことと、あともう一つ、これは非常に現実的なというか、小さな問題ですが、英国との比較表の中で、英国のプレイヤーのところにエクイティファンドというのが出ていますが、これは具体的にどういうものかということを教えていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

山内部会長 それでは順番にお答えをお願いします。時間の関係もありますので、なるべく簡潔に要点を突いてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

福岡市では、福岡市から回答させていただきます。

御指摘いただいた、そもそも担当者が要求するサービスに精通していない場合が多いということで、私どももこの問題点の深刻さに気づいたのは最近です。前は、私どものライン、5人ぐらいでやっているのですけれども、どうにかこうにかやっていたのですけれども、やはり私どもとしては、2~3年前から準備を行い、事業に精通した上で、要求水準書作成に取りかかるのがベストだと思うのですけれども、きた途端に要求水準書作成みたいになっていて、うまくいっていないというのが現状でございます。

資料の 10 ページを説明させていただきたいのですけれども、1番目で、事業は滞りなく進んでいるか? アンサー、一見イエス。しかし、行政にとっては事業は企画立案からオーソライズまでが腕の見せ所。ここはまさに行政の仕事なので、バリバリできます。ただ、私ども事業実施のプロジェクトマネジメント能力というのははっきり言ってありません。ノウハウがないし、知識もないという状態でございます。結局、どこの事業もそうだと思うのですけれども、プロジェクトのスケジュールの組み立て方、組織をどれぐらい充実させるか、あと、委託金をどれぐらい用意するかというところは、結構場当たり的なところが多いのではないかと思っているところでございます。

以上です。

東京都 東京都につきましては、モニタリングの評価方法についてどのように運営している施設についてどういうふうにしているかという理解をしていますが、それにつきましては、区部ユース・プラザ、多摩ユース・プラザとも、まだPFI初期段階でのいわゆる施設ということと、福岡市でお話しいただきました病院事業というよりは、どちらかというと宿泊施設で、いわゆる集客施設的な部分でございますので、運営部分が比較的薄い初期段階でのPFIということもあって、そういったモニタリングについて特段どうしていくかという話は、区部ユース・プラザもモニタリングについてはまだ2回目でございますので、具体的に何か明示的な問題が出ているというところはございません。

いわゆるモニタリングといいますと、今のところ出ている問題は、財務上のモニタリングですとか、あとは集客をどうしていくかとか、どちらかというと数字であらわれてくるようなところで、定性的な部分でのモニタリングというのは、今のところは議論の俎上には上がっていない。これから先、その施設がだんだんと古くなっていくに従って、どういうようにしていくかというのは今後の課題だとは考えております。

以上です。

日専門委員 1つ目。金融機関が腕を振るえる案件、これについて市場性と公益性をどう調和させるかという御質問でございます。確かに、例えば交通インフラといった場合に、市場性をどこまで追求して、公益性をどうやって確保するのか、そういった問題というのはあろうかと思いますので、そこら辺は案件づくりの段階でどこまでリターンを認めるのか、どこまで民間に収益事業として認めるのか、そういった案件づくりが重要なポイントになろうかと思います。

ただ、例で申し上げますと、4ページをごらんいただきたいのですけれども、サービス 購入型の中の設備運営型という事業例で倉敷市廃棄物処理工場というのがございます。これは私どもからすると非常におもしろい、腕を振るえた案件だと思っている。案件規模が 二百数十億円に達している上、2つの意味のリスクを民間事業者並びに金融機関がとっているからであります。

1つは、廃棄物処理工場を 20 年間にわたって運営していくというリスクを民間事業者がとっているということで、これは決して小さいリスクではない。

2つ目に、この案件は、自治体が責任を持っている一般廃棄物に加えまして、産業廃棄物も一部あわせ焚きする混焼の案件なんです。産業廃棄物というのは、量を集めるというのはリスクでございますが、そこも民間事業者側が負っている。こういう意味で、リスク的にはかなり高い。それをどうやって料理するかというところでファイナンス面でもお役に立てたなと思っているところでございます。こういった規模とリスク面で「腕を振るえる」要因が両方入っていますので、非常にやりがいがあったなと思っています。

その意味では、最近、廃棄物処理工場関連のPFIというのは、いわゆるDBOとか、ファイナンスなきPFIになっている例が多くて、私どもからすると、何となくさびしいなという感じがあるというのが正直なところでございます。

2つ目、英国のエクイティファンドはどういう使途かということでございます。例えば、マッコーリーというオーストラリアの投資銀行がございますけれども、そういったところがファンドを集めまして、PFIの資本金の部分に投資するということをやっておられます。

日本でも最近ファンドがいろいろ出てきているんですけれざも、日本のPFIの場合、エクイティファンドが活躍しているというようには聞いておりません。それは日本の場合、PFI事業のスポンサーとなられるゼネコンとか商社とかプラントメーカー、あるいは電力会社、こういう方が自ら資本をお出しになって、自らの主導権のもとにきちっと事業をやられるという意欲が今のところ強いということかなと思っております。これからPFI案件がさらに増えて、エクイティに対する投資がふくらんでいきますと、このファンド等々、日本でも活躍されるという余地はあり得るかもしれないと思っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかに御質問いかがでしょうか。どうぞ。

B委員 私は前からPFI事業というのは非常にコストをかけていることだと実は思っています。私どもの推進委員会のこの組織もそうですし、推進室があること自体もそうですし、今日おいでくださって御説明いただいた方々も大変なコストをかけていらっしゃる。さっき福岡市からは、それぞれの自治体で考えると言っても無理な面があるという御指摘をいただいたところであります。それで、この問題をうまく解決しないと、これから事業の範囲はそれほど広がっていかないだろうと思うんですね。

それをどういう解決策があるかということについて、お考えを東京都と福岡市にお伺い

したいのですが、1つのアイデアとして、この推進室は無理かもしれませんが、国にサービス提供機関を設けて、そこでプロを配置して、それぞれの事業にも対応できるようなアドバイザーを用意するというのが一つの手かもしれません。それから、今はやりの独法を作って、そこでそういうサービスを供給する。それから、今は民間ばやりで、既にアドバイザーも利用しているのだから、そういうアドバイザーが育成されれば、市場が形成されてうまくいくではないか。最後の方は、東京都や福岡市が築いた自らのノウハウをよその地方公共団体に販売して、それでそういう問題をそれなりに解決する。いろいろな解決策があるのだろうと思いますが、その辺について忌憚の御意見を。先ほど福岡市は、NHSのことまで勉強されておられるような御紹介をいただいたので、大変なコストをかけているように思いました。両方の方にその点をお伺いしたと思います。

福岡市 福岡市としては、今御提案のあった方法をすべてとっていただきたいぐらいですけれども、特にということであれば、パネルを作っていただきたい。イギリスの方もフォーピーズであるとか、パートナーシップUK、いろいろございますけれども、それに類するものを作っていただければなと思っております。ふるさと財団の方が本当であればされてもよかったのでしょうけれども、なかなか活動されていないような状況なので、新規に作っていただいて、そこには自治体の経験者と、あと、民間の方からいろいろ混成チームでやるというのが一番いいのかなと思っております。

私どももイギリスの事例、オーストラリアの事例をサイトでいろいろ引っ張ってきて、 余り英語は得意ではないので一生懸命辞書を引きながら訳すのですけれども、なかなかう まくいきませんし、そこはそういうのが得意な方も必要ですし、自治体の担当者と民間の 方が垣根を超えて、ああだこうだと議論しながら作っていく場というのは絶対大事だと思 うのですね。私どももいろいろとヒアリングはさせていただいておりますけれども、限界 があります。それをそういう場でできたら非常にいいのではないかなと思っております。

東京都 東京都の考えとしましては、福岡市と全く方向性は違うと思うのですけれども、 実際、東京都の持っている施設の規模の大きさというか、あとは、今、いろいろ新聞紙上 をにぎわせております市場だとか、どちらかというと規模が大きくて、なおかつ今後の先 駆的な種別になるだろうというものをやっておりますので、そういったものについて、ど ういう考えでいくかというのは悩みどころではあります。

これをどうしていきたいかというと、一番の希望は、PFI法の中にも公共施設等というくくりでさまざまな施設種別がございますが、その中で真にPFIに合致するものが一体何なのかというのを東京都なりにも何とか模索はするのですけれども、そういったものを統一的な話としてまず出していただきたいなというのが本音でございます。そういったものがある中で、次にその運営をしていく、施設整備をしていくというもので、どのように判断していこうかというのが今度自治体の方におりてくるのかなと。

あとは、先ほど駆け足で通り抜けてしまいましたけれども、時間の問題は非常に重くて、 東京都も事前の段階で事業をどうするとか、事業手法をいろいろ考えていく発案の段階で 非常に時間を要しまして、なおかつ改修施設が大きいというのもあるがゆえに、その個別施設のPFI事業に関わる人というのが非常に多くなるものですから、そういった意味では、そういったところのコストをできるだけ縮小できるような、少なくとも人がかかってくるのはしようがないと思うので、PFIと言うかどうかはわからないですけれども、手続的にもうちょっと簡略化できるような形もできないかなというのは、実施局から本音ではいろいろ聞こえてはきます。

東京都 少し追加ということで、私どもの病院事業でやっていたわけですけれども、PFIでやっていく上においても、事業によって質が違うかなという感はあります。例えば病院事業は、はっきり言いまして一番難しい典型的なものかなと思います。そういったものはすべて病院の医療を提供する側がどういったことをするかによって全部違ってくる。ある意味では一個一個オーダーメイド的な要素があります。

ただ、それ以外というわけではないですけれども、場合によってはある程度典型的な事業類型みたいなものもあるかもしれません。そういったものについては、今までの先行事例とか、あるいは民間の方々の御意見なども入れて、ある程度典型的と言っては失礼かもしれませんけれども、型みたいなものがあった方が事業実施はやりやすいかなと思います。ただ、繰り返しになりますが、先ほど財務の担当が話したような市場の関係とか、私ど

ただ、繰り返しになりますが、先ほど財務の担当が話したような市場の関係とか、私どものやった病院みたいなもの、これは一個一個地道に積み上げていくしかないなと。基礎的なところは同じですけれども、全部違います。私はたまたまこの3つの事業のPFIを課長としてやったわけですけれども、基礎的なところは同じですけれども、すべて違うと。ですので、あとは事業実施局の持つ実力によって、でき上がりが大分左右されるということで、時間も人もない中、必死でやったというのが正直なところです。

山内部会長ほかに。どうぞ。

D専門委員 福岡市にですが、8ページの(ウ)の事業期間終了後の施設のコンディションの中で、終了後の規定が不明確な要求水準書がほとんどということで、終了時に至るまでの大型修繕といったものは実施されていないのでしょうか。

福岡市 大型修繕自体は当然含まれてはいますが、横の方に5つの を書いています。建物壁面、屋上防水、金属劣化、給排水劣化、電化設備といろいろありますけれども、例えば屋上防水、ルーフィングといってゴムのようなものを塗るんですけれども、時間がたつとパーッと浮いてくるんですね。浮いてくると水が入って漏水とかがあるんですけれども、漏水では明確にだめと判断できるのですけれども、これがちょっと浮いていて、そろそろ替え時かなというのは、人によって判断が違うわけです。それを 15 年後に見て、行政はこれは替えた方がいい、SPCは、これぐらいはセーフですよと意見が分かれる可能性がある。そこら辺の基準というのがはっきりしていない。私どもの事業では、特にタラソ福岡の方もBOTではありますけれども、将来もらうときにどういう状態か、ちょっと怖いねと担当者と話をしている状況でございます。

D専門委員 千葉市の場合は診断をいたしまして、なるべくそういったものを軽いうち

に修繕ということでやっていただいていますので、こういうことがあるのかなと疑問に思ったものですから。

福岡市 これは絶対出てくると思います。

D専門委員 ありがとうございます。

G専門委員 大変おもしろい説明、ありがとうございます。東京都のお話を聞いていると、「消極的傾向も顕在化」と書いてあるので、多分、東京都は難しい案件ばかり追っておられるから、こう言われたのかと思います。先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、国に頼らずに、地方公共団体でもっとできることがあるのではないでしょうか。例えば自治体にとっての取引費用を下げる、規範化を考えるなどです。今現在の地方自治法の範囲内でもっと先導者たる東京都が範を示していただければ、全国の自治体の参考になるのではないかと思いますけれども、その辺のPFIを盛り立てる努力というのは何か考えられないものでしょうか。福岡市のお話も非常に興味深いわけですけれども、実はこの問題は、我々民間事業者も民間団体もかなりの深刻さを持って検討しようとしています。恐らく国も検討することになるでしょう。

一つお聞きしたいのは、制度的な問題との関わりはどうなんでしょうか。例えば、性能発注に基づく要求水準と厳格な予定価格の問題で、公的主体が精度をもって予定価格を設定できないような状況です。このギャップが、今はすべて民間事業者にしわ寄せされています。これは制度的な課題としてとらえる必要はないのでしょうか。あるいは、それが契約事項とかさまざまな矛盾としてあらわれてきているんですね。サービス水準のあり方、根本はそこであって、契約とモニタリング、全部つながっていますので、恐らくこの総体を考えなければいけないのですが、やはり実務的な規範の質を上げるとともに、制度的な背景も考慮して、議会とか予定価格の問題とかを考えないと、どうしてもギャップが生まれてくるのではないかということをお聞きしたいということです。

日専門委員にも1点だけお聞きしたいのは、確かにファイナンスに関しては制度的に深刻な課題はないというのは、私も事実としては認識いたしますが、ただ、ファイナンスというものは、選択肢をできる限り広くさせて、市場を作っていくことが重要なわけであって、例えば、現在の担信法のもとでは、プロジェクトボンドなどは日本ではできないわけです。制度を変えなければできない仕組みがある。それが日本のファイナンスのあり方を規定しているのではないでしょうか。これはどう思いますか。あるいは、現在の日本の担保法制のあり方。いわゆるニューヨーク法とか、欧米の基準からしますと、やはり取引費用や手間がかかる。ただ、それを克服する実務的な手段もあることはあるんでしょうけれども、もう少し簡略化するとか、ファイナンスを官民の利用者にとってより使いやすいような方向に制度改革することは、私はまだ必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

福岡市 要求水準書について、民間の方で深刻にとらえられていて取組をされているということ、そこはぜひぜひやっていただいて、意見交換もさせていただきながら作り込ま

せていただければなと思っております。

あと、制度的な問題ですけれども、私ども、ヒアリングして一番言われるのは、こういうサービスが欲しいと自治体の方は言われるけれども、VFMで突っ込んでいる数字と全然合っていないでしょうと言われるんですね。大体入れるのは従来方式でやっているような、例えば内閣府の建物の維持管理のフィーと、新しく建て替えたときに、トイレもこれぐらいきれいにしてねと言うのは、全然サービスレベルが違うのに、VFMで突っ込んでいる数字は一緒ではないかというのはよく言われるのですね。そういう意味では、サービスの明確化という意識が発注者側には余りないもので、それが問題点として出てきているのだろうと思います。それを制度的にどうというのは、私もよくわからないんですけれども、とにかく取っかかりとしては、サービスレベルの明確化をすることによって、ギャップに発注者サイドが気づくということが一番かなと思っております。

G専門委員 それを予定価格にちゃんと反映できるかどうか、その能力があるかどうか、それをきちんと Value For Money に評価できるか否か。それが民間事業者に押しつけられないかどうかということが制度的課題になってくるのではないか。予定価格の問題ですね。 福岡市 耳が痛いですね。ちゃんとやります。

H専門委員 G先生の御指摘でございますけれども、例えば、最近、PFIの世界ではないのですが、WBS、ホール・ビジネス・セキュリタイゼーションという仕組みも出てきておりまして、携帯電話事業などに適用例が出てきております。そういう意味では、日本の法制のもとで似たような効果を出すような仕組みはそれなりに出てきているということかなと思います。

それから、多様なファイナンスの選択肢を要するというご指摘。これは確かにおっしゃるとおりだと思いますが、先ほどちょっと申し上げたのですが、プライス面でいいますと、日本の方が安くなっている。もちろんコストだけではないのですが、そこのところはどういうことなのかなと。むしろ日本のPFIファイナンス市場というのは、現状において相当程度の競争的なものができてきているのではないかなというのが、手前勝手かもしれませんけれども、私はそんな感じを持っております。

山内部会長 F専門委員。

F専門委員 質問というわけではありませんが、今日は大変率直に御意見をいただきましてありがとうございました。特に、東京都、福岡市、全国の自治体の中でも行政のレベルが大変高い2つの行政の方が、実際にPFIをやった後でこうだったという印象ですから、非常に重いと思います。数年前に内閣推進室でも自治体のアンケートをとったときには、多分そのときは、この辺がよくわからないという御意見が多かったと思うんですね。今回は、これだけやって、この辺がどうもおかしいなという話があるので、2ランクぐらい上の御意見が出てきたと思います。

ただ、2つお伺いしますと、イギリスの連中がPFIについて非常に魅力的だと思っているそのファクターが日本にすべて欠けているのではないかなという感じがします。

1つは、例えば施設については、いろいろな施設が複合化して、民間がそれを一貫して 運営していくという形で施設の魅力が増す。これが日本の場合には複合的な施設ではなく て、単一的な形がずっと行われているわけです。

それからもう一つが、特にいろいろなPFIのプロセスのコストについては、これを低くするために、彼らは一生懸命努力しているわけです。例えば、標準契約書を作ったり、標準のOSを作ったり、いろいろな形をやっているわけです。標準の契約書というのは十数ケースあります。いろいろな事業種目、いろいろな事業の識別に。それで民間が行政がそれを使える。いろいろな形でみんなそこを苦労しているわけです。

もう一つは、やはリPFI、こういう形で公共と民間とが対話する形でいくと、競争的対話がない限りは、PFIというのはうまくいかんだろうと。そこは日本の場合、先ほど東京都も、資格審査の段階までしかやっていない。実際に一番魅力的なのは、先ほどの最後の事業者との対話、ショートリスト以降の対話のところでそういう形が発揮されるわけですね。それがやられていない。そういう形でいくと、PFIの一番魅力的なところがない状態でおやりになって、それでやはりこれは難しいという御感想なので、これは大変重く受けとめた方がいいと思います。

ただ、これは全国的にどうもそういう御感想の自治体が多いようですし、イギリスもどうもマスコミも最近は少し批判的な論調が増えています。本当にバリューが出ているかわからないじゃないかとか、その間で時間がかかり過ぎる、またはその間でいろいろなミリオネアが出てきている。いろいろな批判が出てきているわけですね。したがいまして、どうも今はそういう点でいきますと、日本の場合、ややメインのファクターが欠けているところでおやりになって、その感想ということなので、我々としても非常に深く受け止めたいと思っております。

東京都に後ほど御感想でお伺いしたいのですが、先ほど東京都は、民間活力検討委員会、東京都ほどのレベルであれば、例えば土地信託みたいな話を随分やっておられましたね。 PFIというのは、今はファッションではなくなってきていますけれども、例えば横浜市の場合は、PFIではなくて、むしろ民間委譲をやりましたね。例えば土地信託とか、いるいろな民間活力、民間をうまく使っていくというやり方で、多分メニューが多様化していくのかという感じがいたしますが、検討委員会の中でどんな議論を今しておられるかというのだけ、後ほど感想をお伺いしたい。

Hさんの御意見は、時間の関係で今日は省略させていただきたいのですが、これはまとめて議論すべきことだと思います。でも、確かに先ほどおっしゃったように、日本の場合には、行政とゼネコンが優秀ですから、完工リスクが非常に低い。それから、純粋な意味のサービス購入型ではないものですから、そうすると、ファイナンスがその中でいくと役割を十分果たせていないという痛し痒しのところがあるわけですね。これについて私はファイナンスについて別途場を作ってやるべきだと思っておりますが、とりあえずHさんには、今日の話で、PFIに対して横向きになろうとしていますけれども、HさんからPF

Iが横を向かれたら終わりですから、その辺だけはお願いしたいという一言だけです。 以上です。

山内部会長 東京都さんに御感想ということだけでいいですか。どうぞ。

東京都 東京都全体の話を財務から申し上げますが、実は今言われたPFI、土地信託、民間への譲渡、この3つの手法は、東京都の病院経営においてすべてやっております。土地信託におきましては、歌舞伎町においての大久保病院、こちらはハイジアという事業でやっておりまして、民間譲渡につきましては、都立病院を直営からやめて、財団法人の委譲ということ。あと、PFIにつきましても、一覧表を見ていただいているとおり、病院経営本部、圧倒的にお金がないですから、やることはやるということでやっておりまして、ありとあらゆることはどんどん食いつくというような姿勢でやっております。

東京都 東京都全体として民活手法検討委員会という場をもって、まだ今後、東京都の施設整備、運営面、運営を含めた施設整備について、それぞれの手法についてどうやって評価するかという議論は、実際のところはまとめて行われた経緯はないんですけれども、ただ、これまでPFIが東京都で検討していく過程というのは、あくまでも財政再建というのが裏側にあったということで、財政再建の一番簡単な方法というのは、簡単といいますか、象徴的だったのが投資的経費の抑制ということで、施設整備をできるだけ抑えてきたということです。

そういったところから、東京都としての今後の方針として、抑制されてきた施設整備、施設更新に計画的に取り組んでいこうよというような方向性も必要性の観点からうたわれるようになってきて、今後また施設整備需要というか更新需要が出てくる中で、真にふさわしいあり方というのがどういったものかということを一旦どこかで話し合う場は必要になるのかなというのは、担当としてはイメージとしては持っておりますが、それを東京都の民活手法検討委員会の場でどのような形で今後進めていくかということについては、慎重に議論していくべき課題なんだろうなとは考えております。

以上です。

山内部会長 そのほかに。どうぞA委員。

A委員 3つのお話を伺いまして、質問はそれぞれありますが、その前に、実はPFI、あるいは先ほどさまざまな手法という話もございましたけれども、当初からPFIに関わり合ってきた者としましては、いよいよ具体的にいろいろ検討されて、東京都にしても福岡市にしても、行政のあり方、本来のあり方についてのところにだんだん議論がフォーカスされてきているのではないか。PFIの話だけに止めておられますけれども、これを裏返しにしてみますと、基本方針の前文を見ていただきますと、前提条件の最初に、公共性原則とあります。そもそも公共がやるべき事業をさまざまな検討を加えた上で、具体的には民間がやるのか、公共部門がやるのか、こういうことでPFIは位置づけられているわけですけれども、PFIでやらなかったら公共がやるわけです。やるのかやらないのか、どのようにやるのかというものは、実は行政側から見て違うわけではないはずなんですね。

特に福岡市がおっしゃっていたように、要求水準書の書き方というのがありますけれども、 PFIでは要求水準書と書いてありますけれども、具体的に公共のやる事業をどのように 規定して、やっていいのか悪いのか。結果としてそれはいいのか悪いのか、どういうよう な判断をするのか、あるいは行政としてモニタリングをするのか、その場合、どうするの か。実はこういうことは本来必須なことだったのではないだろうか。私は個人的にそうと らえています。

実は、非常に経験のなかった中で、PFIを当初考えたときからのことであります。ですから、言ってみればPFIというのは壮大なる実験で、仮にPFIをやるとやらないとかかわらず、行政の手法について具体的にどのように考えるかということが必ず出てくるだろう。それがトランザクションコストの問題で出てきたんですが、たまたまB先生が高いのは問題である、と。確かに問題なんですけれども、考えてみれば、従来の手法にそんなものはないんです。

例えば、先ほど九大の事例を挙げられましたけれども、要するに、エアコンを1個、つけるかつけないかという入札方法と、あるいは静音の程度を何デシベルにするかどうかというものと、壁の厚みを何センチにするか、すき間があるかないかというのは従来は無視してやるわけですね。そういう従来のやり方から、PFIが言っているような水準の公共サービスを具体的に実現するという手法には大きなギャップがございますので、当然その間にはトラブルもあるし、勉強もしなければいけませんし、いろいろな積み上げをしないとそんなのはできようがない。そういうふうにとらえておったわけです。

ですから、今後考えるときに、これはファイナンスもそうなんですけれども、民民で行っていたファイナンスと公共ファイナンスというのは大きな違いがあるんです。要するに、公共がどんなやり方をしようと、従来はプライムレートで借りるわけですね。しかし、今後はリスクを考えなければいけないとか、さまざまなことを考えて、つまり、ファイナンスと同じで具体的には金利が決まる、こういうふうになるわけです。

そういう意味で言いますと、PFIが、皆さんどこまでお感じになったかわかりませんけれども、本来あるべき行政の姿というものを目指してPFI事業を進めると、これは第一なんですけれども、その裏にはそういう意図があったんだというところまで、ようやく見えてきたのかなと、率直にそう思います。

そこで質問でございますが、既に東京都は主要な事業については、まず公共としてどのようにやるかというところから入って、次に、PFIでやるのかどうなのか、こういうようにお問いになっていたわけですが、まさにそれは私個人は考えていたとおりで、そもそも公共でやるべきか、民間でやるべきか切り分けて、公共が責任を持って進めるといった場合に、公共自身が行うのか、民間が行うのか、ファイナンスをどうするのか、そういうふうにだんだんブレークダウンしていくというのが、PFIでやろうとなかろうと、本来やるべきプロセスだったのではないだろうか。

そうしますと、非常に難しい問題があって、消極的な部分が出てくるかもしれませんけ

れども、今後、PFIの検討、あるいは実施された中で、さまざまな問題点が浮かび上がってきたと思うんですね。それを本来の行政の全体のあり方の中にフィードバックして、では、今までの計画を作って、議題に挙げて、予算措置をされれば入札を行うという従来の方法論がどのように変わるか、どのように変えていったらいいのかというものにフィードバックできるような、あるいはそういうお考えはあるのか、その辺のところをお伺いしたい。

これは福岡市も同じことで、福岡市も具体的に事業をなさる場合に、常に業務水準書の 重要性を非常に認識していらっしゃる。しかし、確かに業務水準書を、一つ一つの異なる 事業の中で具体的に、例えば市役所が十分なスタッフを抱えてできるかどうか、こういう 問題がありますね。そうすると、業務水準書の作り方そのものも、自らできるのかもしれ ないし、できないところは民間に頼むこともあるかもしれない。そういうことも含めて、 PFIでやるかどうか、その中で、PFIでどの部分を行政が責任を持ってやるのか、あ るいは民間に任せるのか、そういうところの検討に進められるのかどうか。あるいは、単 独の自治体では難しい問題があるから、どの辺を国なりの大きな予算の規模の中で支援し てほしいと思っていらっしゃるのか、その辺のところをお伺いしたい。漠然としておりま すけれども、今おられるときにお聞きしたい。

Hさんについては、ファイナンスについてもっとお聞きしたいのですが、時間がないので、とりあえず自治体からお伺いしたいと思います。

東京都 それでは、今の御質問、全体的に見させていただきますと、何を公共がやるべきかということについての議論はどうなんだろうというような話かと思いまして、今回PFIでやっている私ども病院事業についてのみ申し上げますと、PFIでやる云々の前に、私たちの都立病院がいかにあるべきかということについて2~3年かけて検討いたしまして、都立病院改革マスタープランというものを作りました。最終的なゴールといたしましては、その当時ありました 16 の都立病院を8つにしていく。民間への委譲、あるいは廃止等々、あと、移転統合というような形でやっていくと。

そのうち、現在の直営でやっている都立病院についての整備事業について、どういった 手法をとったらより効率的でいいサービスが出せるかというところを検討いたしまして、 都立病院としてやっていく病院につきましては、先ほど申し上げた3事業が一番直近にご ざいましたので、PFIという手法をとって、より効率的に、よりよいサービスを得てい こうというような形で、大きなくくりはしております。

さらに、今回PFIで行うに当たりましては、既に私たちの事業はかなりの部分、アウトソーシングはしておりましたが、できる限りのアウトソーシングを拡大して、より経済性のメリット、あるいはサービスのメリットを享受していこうということで、今までの枠を超えてアウトソーシングの拡大なども図っております。

ただ、私どもが都立病院として提供していく医療につきましては、東京都が責任を持って都民の方々に提供していくと。これについてはかたく堅持して、医療周辺業務について

のアウトソーシングを拡大したというものが私どものPFI事業だったと感じております。 福岡市 福岡市の方では、本来であれば、御指摘のとおり、公共サービスというのをPPの観点から全くフラットにして、例えば病院であれば、直営であるの、一部委託であるの、PFIであるの、指定管理者だの、独法だの、それとも補助金であるのみたいなフラットな状態からするのが、より成長した状態ではすべきだと思うのですけれども、今の段階では、自治体は公共サービスは自らやるべきというのが染みついていて、なかなかそこまで成長していないのが実際でございます。

ただ、私どもの事業の検討の中では、独法とか指定管理者がPFI、今時のものについては一通り検討は行ったという経緯だけはございます。

E専門委員 今日は、病院PFIが中心にお話がありました。本来公立の病院でもまた 私立の病院でも、広い意味でのリスクの出来事がこれまでにも起こってきているはずです。 PFIの病院事業が増えてきているわけですが、これまでの経験から想定できるだとか、 過去に実際に起こっただとかの場合を含めての、リスクのデータの共有化、あるいは、ナ レッジベースというものを作っていけないでしょうか。また、病院に限らず、これからP FI事業を行う場合、該当部門における、まずは押さえておかなければいけない過去に起 こったリスクの出来事は何なのかということを、市役所の中でレコード化していくという ことが必要と思います。なかなか難しいこととは思いますけれども、今後、そういうこと を実施していくようなことはお考えになっていないのかどうかということだけ教えていた だければと思います。

東京都 確かに個別案件別に見ますと、施設種別が違えば、生じるリスクというのは違いますし、それが似たような対応がそろってくれば、当然それが定型化されていくというか、先ほどの言葉で言うと、標準仕様書的な部分で、標準仕様化できる部分もあるんだなというのは、大分見えてはきております。

それで、今後の課題として、今、財務局のPFI推進担当として考えておりますのは、例えば、今、書面での質問回答でも、民間事業者側の質問が、公共側が考えていない隠れたリスクというのを経験則的にとらえて質問してきているというようなところもございまして、そういったものも含めて、実際に運用している部分で生じてきている現実のリスクも含めて、ある意味定型化できるところは定型化していく必要があるのではないかな。ただ、それぞれ同じ種別の施設だといっても、その立地条件ですとか、あとは施設の規模ですとか、そういったのは個々まちまちですので、そういったところについてはそれぞれにおいて考えていかざるを得ないかなと。定型化していくという考えについては、今後前向きに考えていく必要はあるのだろうなとは考えております。

福岡市 福岡市においては、タラソのこともありますので、リスクというのに非常に敏感ではあるのですけれども、こと病院に関してはまだそこまで進んでいないというのが実情です。といいますのも、要求水準書等のところをまずしっかりかためると。ただ、先ほども言いましたけれども、まだ熟度がそこまでいっていないんですね。そこでもうちょっ

とかたまったら、そこでリスクワークショップという形式をとるかわからないですけれども、現場に入って、いろいろな意見の中からリスクというものをきれいに洗い出していきたいなとは思っていますけれども、今の段階ではまだ発展途中だということでございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。まだ御発言あるいは御質問あろうかと思いますけれども、大変恐縮ですけれども、会議時間を過ぎておりまして、実は、今日の議題のその他のところで若干お諮りしたいこともありますので、これについて簡単に御説明をお願いできますでしょうか。

その他

事務局 それでは、審議時間を過ぎておりますので、ごく簡単に御説明をさせていただきたいと思います。資料4をごらんいただきたいと存じます。

前回申し上げましたとおり、公共施設等の管理者等の皆様方に対してアンケートを行うということでございます。本日も東京都、福岡市の方から大変貴重な御意見をいただいたところでございます。

ごく簡単に御説明いたしますと、まず1枚目でございますけれども、アンケートの趣旨のところで、ガイドラインを改定いたしましたということを申し上げた後に、現在、PFI法改正から3年目の節目ということでありますので、課題等について検討しているところであり、そのために皆様の御意向を伺いたいという趣旨を示しているということでございます。

2番の活用方法でございますけれども、こちらについてはあくまで部会の場での使用を 想定ということでございますけれども、部会提出の資料は原則的に公開しておりますので、 部会提出の際には、団体名が特定されないように十分に配慮した形にしたいということを 特記をしておるということでございます。

それから、御記入に当たってというところにつきましては、実は前回、VFMのガイドラインについて御検討をしていただく際に、公共施設等の管理者等の御意向についてまずお伺いをした経緯がございます。その際は、自由記入方式のアンケートを採用いたしました。結果としていろいろと多岐にわたる有益な御回答をいただいたことから、今回、基本的には、その際の様式を踏襲をさせていただければと考えている次第です。その一方で、ガイドラインの議論の際に、事業の各段階ごとのさまざまな課題、それから、それについての方向性、こういったものについて個別に把握をしていくべきではないかといった御議論もございました。そういったことで全体として聞くパートと個別の段階ごとに聞くパートという2つのパートからなるものを作成したわけでございます。

よろしければ発出させていただきまして、8月末日くらいの期限で御回答いただければ と考えてございます。

また、いろいろとこういった推進委員会での御議論を実際の回答者の皆様方にお示しをする必要もあるだろうということで、去る6月15日の総合部会での議論をまとめたもの

を参考資料1としてつけてございます。

さらに、参考資料2の方で、前回のアンケートの結果をお示しするとともに、それを踏まえたその後の推進委員会等の取組状況について御紹介し、その一環として、ガイドラインについて簡単なポンチ絵をつけております。

以上でございます。

事務局 続きまして、資料5をごらんください。もう一つ、PFIに関する公開意見募集について(案)とございます。いわゆるパブリックコメントでございます。これは、平成 16 年に中間報告をお取りまとめいただいた際に同じような形で実施してございますけれども、テーマとしまして、「PFI事業全般に関すること」ということで、広く一般の皆様から御意見をいただきまして、今後の総合部会の審議の御参考といただくという趣旨でございます。

期間としては8月中旬から3週間程度。また、前回、VFMプロセスのガイドラインのときにやったように、ホームページ等々を活用しまして実施させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございました。ということで、アンケートとパブコメをという ことなんですが、これについて何か御意見。

よろしければ、私と事務局で調整させていただいて、なるべくつつがなく実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、時間を大変超過いたしまして恐縮でございますが、これにて終了といたしますが、次の総合部会の審議内容について確認をしたいと思います。

次回は、ヒアリングの2回目といたしまして、地方公共団体からもう1カ所ヒアリング 先として仙台市をお願いしたいと思います。それから、金融機関につきましては、地方銀 行、これは山陰合同銀行にお願いしたいと考えております。それから、金融機関もう1件、 野村證券から御意見をいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょう か。

(了承)

ありがとうございます。

それでは、最後の事務局の連絡事項です。

事務局 それでは、次回は8月24日金曜日、16時30分からでございますので、御出席よろしくお願いいたします。

山内部会長 それでは、時間を超過して大変恐縮でございますが、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 以上 -